

2021年8月30日
トヨタ車体健康保険組合
理事長 八重口 敏行



トヨタ車体健康保険組合の規約変更について

組合の規約を下記のとおり2021年7月15日開催の組合会の議決・承認を得て、東海北陸厚生局へ届出書を提出したところ、2021年8月19日に受領されたので公告します。
詳細は別添の新旧条文対照表のとおり。

記

変更後の施行日	2021年 9月 1日
変更条文	第49条、第56条、第56条の2、第58条、第59条、第62条および第63条
変更内容	○項目追加 予備費の費途 (第49条) ○文言修正 一部負担還元金 (第56条、第56条の2) 訪問看護療養費付加金 (第58条) 家族訪問看護療養費付加金 (第59条) 家族療養費付加金 (第62条) 合算高額療養費付加金 (第63条)

以上

新 旧 条 文 対 照 表

新	旧
<p>(予備費の費途)</p> <p>第49条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 事務所費</p> <p>(2) 組合会費</p> <p>(3) 保険給付費</p> <p>(4) 納付金</p> <p>(5) 保健事業費</p> <p>(6) 還付金</p> <p>(7) 財政調整事業拠出金</p> <p>(8) 営繕費</p> <p>(一部負担還元金)</p> <p>第56条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律(昭和32年法律第42号)附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金(療養費に係る一部負担金は、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。))について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、組合が定めた額)について、その還元を行う。</p> <p>2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書各1件(法第115条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)の支給の基礎となった一部負担金があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件</p>	<p>(予備費の費途)</p> <p>第49条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 事務所費</p> <p>(2) 組合会費</p> <p>(3) 保険給付費</p> <p>(4) 納付金</p> <p>(5) 保健事業費</p> <p>(6) 還付金</p> <p>(7) 財政調整事業拠出金</p> <p>(一部負担還元金)</p> <p>第56条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律(昭和32年法律第42号)附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。</p> <p>2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)から20,000円を控除して得た額と</p>

とみなす。)について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。))が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)から、20,000円を控除して得た額とする。

- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 5 一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

(訪問看護療養費付加金)

第58条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法第88条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加金を支給する。

- 2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。))が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から20,000円を控除して得た額とする。

する。

- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 5 一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

(訪問看護療養費付加金)

第58条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法第88条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加金を支給する。

- 2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から20,000円を控除して得た額とする。

- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(家族訪問看護療養費付加金)

第59条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第111条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。

- 2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。

- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養費に係る療養費の支給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(家族訪問看護療養費付加金)

第59条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第111条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。

- 2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から20,000円を控除して得た額とする。

- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養費に係る療養費の支給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(家族療養費付加金)

第62条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。

- 2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、第二家族療養費支給申請書各1件（合算高額療養費の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(合算高額療養費付加金)

第63条 合算高額療養費の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

(家族療養費付加金)

第62条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。

- 2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から20,000円を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(合算高額療養費付加金)

第63条 法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

- | | |
|---|--|
| <p>2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書、第二家族療養費支給申請書各1件(一部負担金等の額(他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を控除した額)が20,000円以上のものに限る。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書、療養費支給申請書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)につき、20,000円を控除して得た額とする。</p> <p>3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。</p> <p>4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。</p> | <p>2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書、第二家族療養費支給申請書各1件(一部負担金等の額(他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を控除した額)が20,000円以上のものに限る。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書、療養費支給申請書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす)につき、20,000円をそれぞれ控除して得た額とする。</p> <p>3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。</p> <p>4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。</p> |
|---|--|

附則

(施行期日)

この規約は、令和3年9月1日から施行する。